

洪水時における新御在所橋の通行制限に関する覚書

永瀬ダム管理事務所長 藤原一司（以下「甲」という。）と香美市長 門脇槇夫（以下「乙」という。）とは、次の条項により洪水時における同ダムからの放流量等の情報提供及び市道白石・清爪線の新御在所橋の通行制限について覚書を交わします。

（対象施設）

第1条 この覚書の対象となる施設は、乙が昭和52年度に建設した新御在所橋とする。

（役割分担）

第2条 通行制限が必要となる別途定める永瀬ダムからの放流量等の情報提供は甲が行い、通行制限に必要な措置については、道路管理者である乙が行う。

（雑則）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決める。

（附則）

第3条 この覚書は、締結の日から効力を生じるものとする。

この覚書を証するため覚書2通を作成し、双方各自1通を保有する。

平成20年3月14日

甲 高知県中央東土木事務所

永瀬ダム管理事務所長

乙 香美市長

「洪水時における新御在所橋の通行制限に関する覚書」の運用について

1. ゲートからの放流量が1, 500 m³/s 以上及び、1, 700 m³/s 以上になった時は、永瀬ダム管理事務所から香美市香北支所へ、ファックスにて別添の様式1を送信するとともに、電話で内容の確認を行う。
2. 通行制限にあたり、住民からの問い合わせなどについては、香美市が対応する。
3. ゲートからの放流量が1, 700 m³/s 及び、1, 500 m³/s を下回りかつ、その後に相当量の降雨が見込まれない場合には、永瀬ダム管理事務所から香美市香北支所へ、ファックスにて別添の様式2を送信するとともに、電話で内容の確認を行う。
4. 通行制限の解除にあたって、橋梁の状況確認などについては、香美市が対応する。
5. この運用については平成20年3月14日からとする。

(様式1)

香美市香北支所

様

永瀬ダム管理事務所

送信者氏名

1,500m³/s

ダムからの放流量が 1,700m³/s 以上となりましたので連絡します。

連絡時刻	平成	年	月	日	時	分
降り始めからの流域平均雨量			ミリ			
降り始めからのダム地点雨量			ミリ			
ダムへの流入量			m ³ /s			
ゲートからの放流量			m ³ /s			

今後の降雨によっては流入量・放流量ともに増大しますので対応願います。

送信先 香美市香北支所 TEL:0887-59-2311

FAX:0887-59-4204

問い合わせ 永瀬ダム管理事務所 TEL:0887-58-2046